

令和2年度 寒川町地域包括支援センター運営方針（案）

1. 策定の趣旨

この、「寒川町地域包括支援センター運営方針」は、寒川町地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針を明確にするとともに、業務の円滑で効率的な実施に資することを目的として策定します。

2. 目的

寒川町地域包括支援センターは、寒川町が構築する地域包括ケアシステムにおいて、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う中核機関としての役割を担い、高齢者やその家族等が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるように支援することを目的とします。

3. 運営上の基本理念

（1）寒川町における地域包括ケアシステムの構築方針

寒川町においては、令和7年（2025年）を目途に、地域包括ケアシステムの実現を目指しています。寒川町の地域包括ケアシステムにおいて、寒川町地域包括支援センターは、地域住民に最も身近な、高齢者施策に関する総合的窓口であり、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う中核機関としての役割を担っており、寒川町

の描く地域包括ケアシステムの将来像を把握した上で、その機能の拡充と活動の周知を行っていく必要があります。

平成31年度から令和2年度までの、「第7次寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」（以下、「第7次計画」という）では、地域包括ケアシステムの構築について、その構築を開始した前期計画からの深化・推進を図ることとしています。第7次計画期間中、寒川町地域包括支援センターは、計画期間中及びその後の人口増に伴う、相談などのニーズに対応するための、職員の増員や出張所（ブランチ）の設置を検討し、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備を行うこととします。

（2）地域のニーズに応じて重点的に行うべき業務

寒川町における高齢者人口の将来推計では、今後、より一層の要介護認定者数の増加が見込まれています（第7次計画より）。現在では、前期高齢者と後期高齢者の割合は、前者の方が高い状況にありますが、この人口比についても逆転する見込みが立てられており、それに伴い、支援を必要とする高齢者の要介護度も段階的に上昇すると考えられています。

そのため、それら高齢者の要介護度が軽度なうちからの支援を重点的に行う必要があります。寒川町地域包括支援センターには、要支援者等の重度化の防止を図る支援や、支援を必要とする人間の早期把握等の業務を重点的に行うことが求められています。

また、その状況を踏まえると、認知症である高齢者及びその家族への支

援についても、寒川町地域包括支援センターが重点的に行うべき業務として位置づけられます。寒川町地域包括支援センターは、包括的支援事業の一つである認知症総合支援事業との連携や認知症サポーター養成講座の開催等を行い、高齢者が認知症となっても、安心して可能な限りその地域で生活していくための体制整備を行います。

(3) 地域における関係者等とのネットワーク構築の方針

高齢者やその家族等が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるように支援するためには、包括的・継続的な支援を行うことが必要です。高齢者を包括的・継続的に支える為には、地域で活動する介護サービス事業者、医療機関、民生委員、自治会、行政等、関係者との連携が不可欠であり、寒川町地域包括支援センターは、常日頃から、地域の高齢者を取り巻く人々との関係性を構築し、高齢者を地域全体で支えていく環境の醸成に努めます。その為、寒川町地域包括支援センターは、地域における関係者等が主催する会議・会合等への積極的な参加や、それぞれの事業所との意見交換等、様々な場や機会を通じ、地域の住民や関係者等の意見を幅広く汲み上げ、日常の活動に反映させるとともに、お互いの活動内容の把握や、具体的な連絡手段の確保等、協力体制の構築に努める必要があります。

(4) 介護予防ケアマネジメントの実施方針

寒川町地域包括支援センターは、町から指定介護予防支援事業所としての指定を受け、要支援者及び事業対象者へのケアマネジメントを実施します。この、寒川町地域包括支援センターが実施するケアマネジメントは、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」の遵守を基本とした、ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）を実施することとし、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことが出来るように支援することを目的とします。

この目的を達成するために、寒川町地域包括支援センターが実施するケアマネジメントは、利用者の自立、QOLの向上、重度化防止を常に念頭に置き、心身の機能の維持・改善のための具体的な目標を立て、利用者の意欲を引き出せるような取り組みを提案していくこととします。

（5）ケアマネジメント支援の実施方針

寒川町地域包括支援センターは、寒川町の被保険者にサービスを提供する地域の介護支援専門員等の円滑な業務の実施を支援します。介護支援専門員等の求めに応じ、居宅・施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援など、介護支援専門員等に対する個別指導及び相談を行います。特に、介護支援専門員等が支援に困難を感じる事例については、地域ケア個別会議を活用すること等によって、具体的な支援方

針を共に検討し、指導助言を行います。また、寒川町地域包括支援センターの主催で介護支援専門員等に向けた研修会を開催し、情報交換やスキルアップを図る場の提供を行います。

これらの介護支援専門員等への技術的な支援業務を実施するために、寒川町地域包括支援センターの職員は所属する主任介護専門員を中心とした職員間での研修会を実施する等の取り組みを行い、支援業務における能力の研鑽に努めるものとします。

(6) 地域ケア会議の運営方針

寒川町における地域ケア会議は、効果的な包括的・継続的なケアマネジメント事業の実施についての検討及び認知症に係る支援についての検討を行うことを目的としています。その為、寒川町地域包括支援センターは、介護支援専門員等からの事例提供を受け、個別のケースを検討する地域ケア会議個別会議を開催します。この地域ケア個別会議は、事例提供を行う介護支援専門員等へのケアマネジメント支援の側面をもちつつ、親会議である地域ケア会議が検討を行う、効果的な包括的・継続的ケアマネジメント事業の実施及び認知症に係る支援についての地域課題を抽出する機能を有しているものとします。

寒川町地域包括支援センターは、地域ケア個別会議の開催を通して、地域の分析を行い、その情報を寒川町に提供することで、寒川町が行う課題抽出を支援していきます。

また、介護予防活動普及展開事業の理念に基づき、要支援又は事業対象者の生活行為の課題の解決等によるＱＯＬの向上を目的とする「介護予防のための地域ケア個別会議」を通常地域ケア個別会議とは別に開催し、多様な専門職の知見を取り入れた支援を提供します。

(7) 寒川町との連携方針

寒川町地域包括支援センターが行う業務を円滑に実施するためには、寒川町との連携が必要不可欠です。介護保険制度や高齢者福祉を所管する担当課との連携はもとより、障がい者福祉、健康づくり、防災・安全等、地域の高齢者の生活を支える各行政分野とも連携を行うことで、包括的な高齢者支援を実施します。その際、寒川町と寒川町地域包括支援センターは、それぞれが持つ役割を理解し、別組織としてのチームアプローチを行うことで、効果的な支援の実現を目指します。その為、寒川町地域包括支援センターは、行政が行う事業やサービスに対し、常に新しい知識を入手するよう努め、支援を必要とする住民と行政との橋渡し役としての役割を果たしていきます。

また、寒川町と寒川町地域包括支援センターは定期的な情報交換の機会を設け、その業務の円滑な遂行を目指します。地域包括支援センターとしての機能評価を、寒川町と寒川町地域包括支援センターがそれぞれの立場で行いながら、その運営計画の効果等を検証しつつ、さらなる機能強化を図ります。

(8) 公正・中立性確保のための方針

寒川町地域包括支援センターは、寒川町の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であり、公正で中立性の高い事業運営を行う必要があります。

特に、寒川町地域包括支援センターの運営費が、町民の介護保険料や国・県・町の公費によって賄われていることを、寒川町地域包括支援センターの職員それぞれが常に念頭に置き、適切な事業運営を行います。

(9) 地域包括支援センター業務の共同性について

寒川町地域包括支援センターに配置される保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職は、それぞれの専門領域のみに囚われることなく、地域包括支援センターとしての業務の理念や基本的な骨格等を理解した上で、常に相互に情報共有を図り、チームでのアプローチを行いながら業務を遂行していきます。

また、その考え方を基本として、必要とされる場合には、寒川町地域包括支援センター以外の地域の組織や事業所との協力のもと、より大きなケア・チームを構築して、包括的な支援を提供する体制を整えることを心掛けます。